



2015年4月9日

各位

会社名 マックスバリュ中部株式会社
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 芳知
 (コード番号: 8171 名証第2部)
 問合せ先 取締役管理・総合企画本部長 望月 俊二
 (TEL: 052-857-0719)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年5月22日開催予定の第42期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- ①「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されます。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条及び第34条の規定の一部を変更するものであります。なお、変更案第25条（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ②当社は剰余金の配当等を株主総会決議により行ってまいりましたが、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため変更案第35条を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するとともに条数を繰り上げる等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(自己の株式の取得) 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
(社外取締役の責任限定契約) 第26条 当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	(取締役の責任免除) 第25条 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の <u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第27条 ～ (条文省略) 第33条	第26条 ～ (現行どおり) 第32条
(社外監査役の責任限定契約) 第34条 当社は、 <u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	(監査役の責任免除) 第33条 当社は、 <u>監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第35条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年5月22日 (予定)
定款変更の効力発行日 2015年5月22日 (予定)

以 上